

ひらつか環境ファンクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、ひらつか環境ファンクラブ（以下、この会）という。

(目的)

第2条 この会は、地球規模での環境問題を解決するため、身近なことからひとりひとりが行動を起こすために、環境に興味があり、今後活動を希望する者や市内外の環境に関する専門的な知識を有する者、活動を実践している者同士が、行動をおこすためのネットワーク作りの場とすること、また、それらの知識や技術・体験などを、多くの市民と情報交換することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境保全を進めるための市民活動を推進（情報交換・ネットワーク・研修）する事業
- (2) その他、本会の趣旨に沿った事業

第2章 会員

(種別)

第4条 この会の会員は、個人会員又は団体会員とする。

(資格)

第5条 この会に入会しようとするものは、次の各号に掲げる要件を満たす者に限る。

- (1) 平塚市内に在住、在学、在勤している（団体会員については、事務所または代表者の住所が平塚市内にある）こと。
- (2) 年齢が満18歳以上（団体会員については、代表者が満18歳以上）であること。
- (3) 環境にかかわる有識者・達人・実践者又は環境に興味があり今後活動を希望する者。
- (4) 本会の目的に賛同する者。

(入会)

第6条 入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を会長に提出し、その承諾を受けることとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 本人が死亡又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 本人の所在が不明となったとき。
 - (3) 第5条に掲げる入会要件を満たさなくなったとき。

第3章 役員

(種類及び定数)

第8条 この会に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 5名以上
- (2) 監事 1名

(選任)

第9条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 運営委員のうち、会長を1名、副会長を若干名、会計を1名とする。
- 3 会長、副会長及び会計は、運営委員の中から互選により定める。

(職務)

第10条 会長は、この会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を遂行することが困難となった場合にはその職務を代行する。
- 3 会計は、会計業務をする。
- 4 運営委員は、この会の運営に関する協議及び庶務業務をする。
- 5 監事は、この会の会計及び会務執行を監査する。

(任期)

- 第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 役員の任期満了の場合において、後任者が選任され、就任するまでは、前任者が職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第12条 運営委員又は監事のうち、その定数を満たさなくなった場合は、遅滞なくこれを補充する。
2 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

- 第13条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
2 前項について、総会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

- 第14条 会長は、必要に応じて、顧問又は相談役を置くことができる。
2 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第4章 総会

(総会)

- 第15条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会員で構成する。

(機能)

- 第16条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 規約の変更
(2) 事業計画及び収支予算の承諾
(3) 事業報告及び収支決算の承諾
(4) 役員を選任
(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第17条 定期総会は、会計年度終了後、毎年1回、開催する。
2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は運営委員会若しくは監事の要求があった場合に開催する。

(招集)

- 第18条 総会は、会長が招集する。
2 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を開催日の1ヶ月前までに会員へ通知する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。

(議長)

- 第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

(議決)

- 第20条 総会における議決事項は、第17条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議決事項は、出席会員の過半数をもって決する。

第5章 運営委員会

(構成)

- 第21条 運営委員会は、運営委員で構成する。

(機能)

- 第22条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
(1) 総会に付すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(開催)

- 第23条 運営委員会は、会長が招集する。
2 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、および審議事項をあらかじめ運営委員へ通知しなければならない。

(議長)

- 第24条 運営委員会の議長は会長がこれにあたる。

(議決)

第25条 運営委員会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席した運営委員の全会一致をもって決する。

第6章 部会

(部会)

第26条 運営委員会は、事業の円滑な執行を図るため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、その目的とする事項について、調査研究、又は事業を執行する。
- 3 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

第7章 会計および事業計画

(事業計画及び予算)

第27条 この会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の承諾を得なければならない。

- 2 この会の活動に要する経費は、平塚市からの委託料及びその他の収入をもって充てる。

(事業報告及び決算)

第28条 会長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承諾を得なければならない。

(事業年度)

第29条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(設置)

第30条 この会の事務を処理するため、事務局を環境部環境政策課に設置する。

- 2 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) この会の広報に関する業務
 - (2) この会の運営に係る補佐業務

第9章 その他

(その他)

第31条 この規約に定めるもののほか、ひらつか環境ファンクラブの運営について必要な事項は、会長が運営委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、令和2年8月5日から施行する。